

平成29年第2回定例会
新冠町議会会議録
第1日（平成29年6月20日）

◎議事日程（第1日）

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告（町長・教育長）
日程第 5	同意第 3号	新冠町農業委員会委員の任命について
日程第 6	同意第 4号	新冠町農業委員会委員の任命について
日程第 7	同意第 5号	新冠町農業委員会委員の任命について
日程第 8	同意第 6号	新冠町農業委員会委員の任命について
日程第 9	同意第 7号	新冠町農業委員会委員の任命について
日程第10	同意第 8号	新冠町農業委員会委員の任命について
日程第11	同意第 9号	新冠町農業委員会委員の任命について
日程第12	同意第10号	新冠町農業委員会委員の任命について
日程第13	同意第11号	新冠町農業委員会委員の任命について
日程第14	同意第12号	新冠町農業委員会委員の任命について
日程第15	同意第13号	新冠町農業委員会委員の任命について
日程第16	報告第 2号	例月出納検査の結果報告について
日程第17	報告第 3号	有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について
日程第18	報告第 4号	株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告について
日程第19	報告第 5号	有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況の報告について
日程第20	報告第 6号	繰越明許費繰越計算書について
日程第21	議案第19号	新冠町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第20号	新冠町行政不服審査関係手数料条例の制定について
日程第23	議案第21号	過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 4	議案第 2 2 号	新冠町温泉保養施設設置条例の一部を改正する条例について
日程第 2 5	議案第 2 3 号	新冠町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について
日程第 2 6	議案第 2 4 号	新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第 2 7	議案第 2 5 号	平成 2 9 年度新冠町一般会計補正予算
日程第 2 8	議案第 2 6 号	平成 2 9 年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
日程第 2 9	議案第 2 7 号	平成 2 9 年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
日程第 3 0	議案第 2 8 号	平成 2 9 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
日程第 3 1	議案第 2 9 号	平成 2 9 年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第 3 2	議案第 3 0 号	平成 2 9 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
日程第 3 3	議案第 3 1 号	平成 2 9 年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

閉議宣告

◎出席議員（12名）

1番 須崎 栄子 君	2番 椎名 徳次 君
3番 武藤 勝圀 君	4番 長浜 謙太郎 君
5番 荒木 正光 君	6番 氏家 良美 君
7番 武田 修一 君	8番 堤 俊昭 君
9番 秋山 三津男 君	10番 竹中 進一 君
11番 但野 裕之 君	12番 芳住 革二 君

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司 君
副 町 長	中村 義弘 君
教 育 長	山本 政嗣 君
会 計 管 理 者	堤 秀文 君
総 務 課 長	坂本 隆二 君
町 民 生 活 課 長	坂東 桂治 君
税 務 課 長	佐藤 正秀 君
保 健 福 祉 課 長	鷹 賢 寧 君
建 設 水 道 課 長	関口 英一 君
産 業 課 長	島田 和義 君
企 画 課 長	原田 和人 君
教育委員会管理課長	工藤 匡 君
教育委員会社会教育課長	湊 昌行 君
診 療 所 事 務 長	杉山 結城 君
特別養護老人ホーム所長	山谷 貴 君
総務課総括主幹	新宮 信幸 君
保健福祉課総括主幹	楫川 聡明 君
町民生活課総括主幹	竹内 修 君
建設水道課総括主幹	本間 浩之 君
産業課総括主幹	三宅 範正 君
教育委員会社会教育課総括主幹	谷藤 聡 君
農業委員会事務局局長	田村 一晃 君
税務課総括主幹	今村 力 君
企画課総括主幹	佐々木 京 君
代表監査委員	岬 長敏 君

◎議会事務局

議会事務局長

佐渡健能君

議会事務局係長

浜口雅史君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さんおはようございます。

◎開会宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成29年第2回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番 須崎栄子 議員、2番 椎名徳次 議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（芳住革二君） 日程第2 会期の決定 を議第といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月26日までの7日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。(なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月26日までの7日間とすることに決定いたしました。お諮りいたします。議案等調査のため、6月21日、22日及び6月24日、25日の4日間を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。(なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、6月21日、22日及び6月24日、25日の4日間を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第3 諸般の報告 を行います。町長から、お手元に配付のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。次に、閉会中の諸行事の出席状況は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

◎日程第4 行政報告

○議長（芳住革二君） 日程第4 行政報告 を行います。議案の審議に先立ち、町長並

びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、平成29年第2回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。議長さんから発言の許可をいただきましたので、平成29年第1回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

1 JR日高線の復旧に向けた取組等について

はじめに「JR日高線の復旧に向けた取組等について」申し上げます。平成27年1月から運休が続いておりますJR日高線につきまして、本年3月の第1回定例会で報告した以降の取組等について、ご報告申し上げます。鉄道会社と地域が一体となって、JR日高線を持続的に維持するための各種取組を検討・推進することを目的として、管内7町長及びJR北海道担当副本部長、日高振興局長、北海道総合政策部担当局長で構成する「JR日高線沿線自治体協議会」の第8回協議会が去る3月25日に開催されました。会議では、JR日高線の復旧を断念することなく、復旧に向けて取組みを行っていくことを確認し、路線存続に向けての取組みとして、JR北海道から提案のありました、バス等への転換に鑑み、管内地域公共交通ネットワーク全体のあり方において、国が進める地方創生の観点上、鉄道は不可欠との判断から、デュアル・モード・ビークルにより被災箇所を回避して道路を走行し、再び日高線鷓川～様似間の75%以上のレール上を走行する方策等を調査・検討することとし、これに伴う情報及び資料の提供等の要請に合わせ、JR北海道から提案のありました、バス転換については、承諾した訳ではないことを書面に明記の上、平成29年2月18日に開催された第7回沿線自治体協議会でJR北海道から、「日高線（鷓川・様似間）の復旧断念、並びにバス等への転換に向けた協議開始のお願い」の提示に対する回答といたしました。その後、4月12日に管内7町長、北海道運輸局鉄道部長、北海道総合政策部交通政策局長、日高振興局長、日高町村会長を構成員とした新たな組織となる、「JR日高線（鷓川～様似間）沿線地域の公共交通に関する調査・検討協議会」及び、下部組織として、管内7町の担当課長、北海道運輸局鉄道部調整官、北海道総合政策部交通企画課主幹、日高振興局地域政策課長、日高町村会事務局長で構成する幹事会を設置しました。本協議会においては、地域の公共交通ネットワーク全体の維持・発展のため、JR日高線（鷓川～様似間）にデュアル・モード・ビークル導入の可能性をはじめ、バス運行した場合の運行システムなど必要な調査・検討をするもので、本年12月に調査・検討結果報告書の公表を目指し作業を進めて参ります。また、去る5月11日に上京し、日高町村会及び日高開発期成会により、道内選出の国会議員並びに国土交通大臣、副大臣、政務官をはじめ、関係閣僚に対しまして、鉄道を活用した日高地域の公共交通への支援について、緊急要望を行っております。この他、4月26日にJR問題を考える苫小牧の会及び、JR日高線を守る会のキャラバン隊が来庁され、高校生の通学、お年寄りや障害者の通院など最低限の交通の権利を保障するために、JR日高線の早期復旧を国、道に働きかけることなど、5項目について書面により要請がありました。

2 後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の課税誤りについて

次に「後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の課税誤りについて」申し上げます。

昨年12月27日に厚生労働省は、後期高齢者広域連合の電算処理システムの設定に誤りがあり、平成20年の後期高齢者医療制度発足以来、世帯主又はご本人が青色申告を行っている被保険者のうち、一部の方について、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来、納付すべき金額と異なる保険料が賦課されてしまうシステム設計となっていることを公表しました。後期高齢者医療保険制度は都道府県が保険者となり、保険料の賦課は国が配付した電算処理システムを使用しておりますことから全国的な賦課誤りが発生しており、北海道後期高齢者医療広域連合からの通知によりますと、新冠町における対象件数及び金額につきましては、平成21年度分から還付対象が15件、金額は、407,900円となっております。今後の処理については、町より還付対象者への説明及び還付処理を進めることとなっております。なお、国においては電算処理システムの改修を平成31年4月と予定しており、それまでの間は正しい計算を行うためのソフトウェアを後期高齢者広域連合へ配布し、対応することとしております。次に国民健康保険についてですが、後期高齢者広域連合のシステム誤りの公表後、同様の取扱を行っている国民健康保険についても全国的な調査が行われ、当町におきましても電算システムを確認したところ、国民健康保険税の軽減判定を行う際の算定所得について、課税誤りがあることが判明いたしました。誤りの原因であります。国民健康保険税の軽減判定所得の算定にあたり、青色申告による翌年度への純損失の繰越控除を行う場合、本来は国民健康保険独自の軽減判定用の繰越損失額を用いる必要があるところ、確定申告上の繰越損失額を用いて計算したため誤りが生じたものです。この誤りにつきましては、地方税法の規定に基づき、国民健康保険税の追加徴収を平成26年度から平成28年度までの過去3年間、還付につきましては、平成24年度から平成28年度までの過去5年間を対象とし更正処理することといたしました。対象件数及び金額につきましては、還付25件、金額としては、148万3000円、追加徴収10件、金額としては、54万1400円で、実世帯数は21世帯となっております。この対象者に対しましては、文書及び個別訪問によるお詫びと内容説明を行うとともに、過大賦課となっている方については、速やかに還付を行い、過少賦課となっている方については、本来の税額での納付をお願いいたします。この対象となっている方をはじめ、町民の皆様には、ご迷惑をお掛けしましたことを心からお詫び申し上げますとともに、今後、このような誤りが生じないよう適切な事務処理に努め、信頼回復に向けて職員の資質向上に取り組んで参りますので、今後ともご指導の程よろしくお願い申し上げます。

3 北海道農業振興対策資金融通事業に対する損失補償限度額について

次に、「北海道農業振興対策資金融通事業に対する損失補償限度額について」ご報告いたします。北海道農業振興対策資金融通事業は、農業者の財務体質の健全化に向け、農協系統組織や市町村、北海道の連携による公的資金制度として、平成25年8月1日に施行されたもので、農業者及び農協組織の経営改善を着実に実践し、安定した経営基盤のもと更

なる農業振興と地域の活性化を目指すものでございます。本事業の実施にあたりましては、平成25年第4回定例会において、議決をいただきました3億1017万3000円を限度額とする債務負担行為に基づき、北海道農業信用基金協会との損失補償契約を締結したところでございますが、対象となる農業者や新冠町農協のご努力により、経営改善計画は着実に履行され、平成28年度末における当該損失補償の限度額は2億4303万4000円となり、当初計画を上回る早さで償還が進み、損失補償限度額が減少しているところでございます。これまでに町の財政支出を伴う事案の発生はございませんが、今後とも損失補償の発生リスク軽減に向けて、新冠町農協や系統上部組織、日高振興局等との連携を深め、安全性の確保と向上に努めて参ります。

4 新規就農者の就農状況について

次に、「新規就農者の就農状況について」ご報告いたします。町では、農業の担い手づくりと地域活動を支える人材を確保することを目的に、新冠町農協や農業委員会、農業改良普及センター、農業共済組合で構成する「新冠町地域担い手育成総合支援協議会」を組織し、新規就農対策事業を推進しているところでございます。農業以外でお勤めの方が仕事を辞め、一から農業を始めるには、並々ならぬ決意と多額の投資を必要といたしますが、当町では平成20年度に就農施設等整備費補助金制度を設け、農業資産の取得に対する支援を行うとともに、平成23年度からは地域おこし協力隊・農業支援員制度の運用を始め、研修先となる受入農家の協力をいただきながら、農業生産に係る技術の取得と経営ノウハウを学ぶ機会を設け、担い手としての資質の向上などソフト・ハードの両面における事業の充実を図って参りました。このような中、本年度新たに2名の方が新規就農者として営農を開始されてございます。2名とも就農地は太陽地区でございまして、ピーマン栽培を主とする野菜農家として就農されました。現在は研修でお世話になりました受入農家や地元太陽自治会員の方々の協力をいただきながら、精力的に生産活動に取り組み、順調にピーマンを生産し、出荷されているとお聞きしてございます。農業者として第一歩を進めたばかりではございますが、今後とも経営が定着し、中核的な農業者として当町農業を牽引するような農業者として成長されることを期待するところでございますし、協議会活動を通じて、引き続きサポートして参りたいと存じます。なお、新規就農制度を創設して以降、13名の方々が独立就農されており、担い手確保対策として一定の成果があったものと存じますが、農村地域における新規就農対策の取組みは、今や全国的に広がり、就農希望者の獲得競争が激化しております。また、売り手市場と呼ばれ、求人数が就労希望者を大きく上回っている現在の雇用情勢の影響もあり、当町では農業支援員の確保に大変苦慮しているところでございますので、制度の中身について改めて見直しを進めながら、新規就農者の確保に努めて参りたいと存じます。

5 第6次新冠町農業振興計画について

次に、「第6次新冠町農業振興計画について」ご報告いたします。当町の農業は、軽種馬生産をはじめ、酪農や肉用牛、稲作、施設野菜など多岐に亘る生産分野において、農業者

の皆様それぞれが、安心・安全で、良質な農畜産物の生産に努められ、当町の基幹産業として地域経済の発展に大きく貢献されるとともに、水源のかん養や美しい農村景観の形成など多面的な機能の発揮を通じ、消費者の健全な暮らしを支えております。しかしながら、農業者の高齢化や担い手不足の問題は、年を重ねるごとに深刻さを増し、加えて、近年は生産活動の下支えを担ってきた雇用労働者の不足も顕在化しております。また、経済再生を優先する国政においては、農畜産物の自由貿易が推進され、環太平洋地域や欧州各国とのTPP、EPAなど経済連携協定の締結に向けた議論が活発化しており、農業者の方々は、将来の農業経営へ不安や危機感を募らせていることと存じます。このような情勢ではございますが、これまでに築き上げてきた生産基盤を次の時代を担う若者に引き継ぎ、更なる経営の近代化、効率化を図るべく、平成29年度から平成33年度までの5年間の指針となる第6次新冠町農業振興計画を策定したところでございます。本計画では、これまでに取組んで参りました農業施設の内容と成果を踏まえつつ、農業を取り巻く情勢の変化を的確に捉え、諸課題を明確にした上で、将来に向けて持続的に発展できる農業・農村を目指す基本方針として、1つ、地域の農業を支える担い手の育成を推進する「ヒトづくり」。2つ、安心・安全な農畜産物の安定的な生産を促進する「モノづくり」。3つ、農作業の効率化・低コスト化を図るため、農地の集積・集約化を推進する「効率的な農地利用」の3つの柱を定め、当町農業の更なる振興を図ろうとするものでございます。今後は、この計画が示す目標達成に向け、農業者の皆様をはじめ、農協や各振興会、改良組合、関係団体等との検討を進めながら、具体的な施策に取り組んで参りたいと存じますので、尚一層のご理解とご協力をお願い致します。

6 町道大狩部本郷井旗線白浜地先の法面崩壊について

次に6月10日に発生しました豪雨による「町道大狩部本郷井旗線白浜地先の法面崩壊について」ご報告いたします。当日は日中から夕方にかけて大気の状態が非常に不安定となり、胆振・日高地方では、「落雷や竜巻」、激しい「ひょう」など局地的に急激な強い雨が降り、当町におきましては、町道で1件の法面崩壊と北電柱の倒壊が発生しました。被災場所は、宇大狩部の町道大狩部本郷井旗線白浜地先で、厚別川を町道起点とし、そこから800mの地点であり、延長16m、高さ8m程度にわたり、おおよそ150立法メートルほどの土砂が崩落いたしました。11日早朝、大狩部地区の住民の方から連絡があり、担当職員が現地を確認のうえ、電柱電線の復旧手続きを行い、法面崩土の除去、被災面の保護シートの設置作業を同日完了しているところであります。当該地区の雨量につきましては、11時から23時までの日雨量が42mm、時間雨量10mmを、2回記録しております。これからの時期、出水期に入る事から、迅速な復旧が必要でありますので、現在、現地確認のうえ、詳細設計を急いでいるところではあります。工事費の積算には、今しばらく時間を要する見込みであります。今後、設計が完了次第、復旧工事に着手する予定としておりますが、既定予算での対応が出来ない場合、補正予算を計上する必要がありますが、状況によっては、専決処分で、対応させていただくこともありますことを予め、お

理解賜りますようお願い申し上げます。最後に今定例会に提案しております案件ですが、人事案件11件、報告案件4件、一般議案6件、平成29年度各会計補正予算7件を提案することにいたしております。それぞれ提案する際に具体的にご説明をいたしますので、全案件とも提案通りご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます行政報告とさせていただきます。

○議長（芳住革二君） 町長の行政報告が終わりました。次に、教育長から行政報告を行います。山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 議長から発言の許可をいただきましたので、第1回定例会以降の教育行政に関し、2点ご報告させていただきます。はじめに、朝日小学校における単式学級維持の状況についてでございます。朝日小学校は、平成29年度の教育重点目標を「夢いっぱい、感動いっぱい、笑顔いっぱい」と定め、全児童数53名、校長、教頭を含めた教職員11名の体制でスタートいたしております。本年度、複式となる学級の単式維持のために、町費により採用させていただきました教職員は、昨年度、新ひだか町の小学校を定年退職した教諭でございます。豊富な教員経験を持ち、児童、保護者からも信頼が厚く、また、新冠町内に在住して、地域活動も積極的に実践されている方ございまして、教職員の模範となる方を採用することができました。現在、3年生の学級担任を受け持っています。現在、3年生の学級担任を受け持っています。学校・保護者からも評価をいただいているところでございます。本年度、朝日小学校は、学校経営方針の一新を図り、教育重点目標の具体化、学力の向上を図る取組や研究活動の推進、特色ある教育の実践等を進めております。これらを具体化していくためには、言うまでもなく、チーム学校として、教員1人1人の力が、重要となっております。そういう観点から、複式化による教員定数の減少は、学校長が目指す、学校経営を進める上でも、大きなマイナス要素となりますので複雑化、多様化する学校教育現場において、単式学級維持とともに、教職員数の維持を図れたことは、大変、意義深いものであると考えております。現状で予測いたしますと、次年度には、更に児童数が減少いたしまして、5学級から4学級になることが予測されますので、早急に、町理事者と、単式学級維持に向けた協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。また、今後の小中学校の学校経営に関しましては、学習指導要領の改訂に伴う小学校の外国語教育の導入をはじめ、学校運営協議会の設置、学校施設老朽化への対策等、様々な課題がございます。それら、一つ一つを整理しながら、課題解決に向け、教育委員会としての方針を具体化し、町部局と連携を図りながら、検討協議を進めて参りたいと考えておりますので、今後とも、なお一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。次に、レ・コード館事業について申し上げます。レ・コード館では、開館20周年記念事業の第一弾として、去る6月3日に、「南こうせつコンサート」が催され、年間を通じた記念事業がスタートしたところでございます。一方で「レ・コードと音楽による町づくり」の一環で、平成3年から100万枚を目標として取組みを進めてまいりました、レコードの収集事業でございますが、本年5月15日に目標枚数の到達を確認し、同日25日に、目標達成の発表をさ

せていただいたところでございます。当町が、町づくりコンセプトの象徴事業として26年前に始めた収蔵事業が、同じく象徴施設であるレ・コード館の開館20周年の節目の年に、目標の100万枚を達成できましたことは、この上ない喜びであり、この間の町民の皆さまのご理解あるご協力と、全国4182人を数える寄贈者の皆さまに心から感謝申し上げます。早速、町部局とも相談させていただき、去る6月8日に目標セレモニーを開催させていただきましたが、記念すべき100万枚目のレコードを寄贈頂いた、宮城県気仙沼市の、森谷利男様には、記念品をお贈りさせていただくとともに、該当レコードを、永く館内に展示させていただくことにしているほか、年間を通じて記念事業を実施していくことにしております。なお今回、100万枚の目標が達成できましたので、寄贈の受付は「ひと区切り」とさせていただき、これからは、データ入力業務を中心とした管理業務と、レコードを活用した取組に意を用いてまいりたいと存じます。最後に、私は5月9日に招集されました、本年第2回臨時会におきまして、任命同意をいただいたところでございますので、お許しを頂き、本年度の教育行政の執行に関する考え方について触れさせていただきます。第2回臨時会において、鳴海町長は、所信表明で、「思いやりと笑顔にあふれた新冠」の実現に向けた基本姿勢として、「町民の意見が活かされる町政」「分かりやすく公平・公正な町政」「町民との協働のまちづくり」を掲げられました。私は、まずもってこのことを念頭に置き、今後の教育行政を推進してまいりたいと考えております。2点目は、前杉本教育長が、本年第1回定例会で示された執行方針の継承であります。本年度の執行方針は、教育委員会で確認された上で、示されたものであり、特に各小中学校では、これに基づく学校経営が始まっておりますので、当初示された「学校・家庭・地域社会が一丸となった いきいきふるさと教育」の推進を柱とする方針を基本としてまいりたいと存じます。それらの教育行政推進にあたり、私が特に意識してまいりたいことは、まず、学校教育に関しては、「誇り・信頼・共存」を大切にするということとあります。①教職員や児童生徒が、ふるさとに、学びに「誇り」をもつこと。②教育行政と学校との「信頼」を高めていくこと。③地域にねぎし、地域と「共存」する学校や子どもを育むこと。この3点を押さえたうえで、たくましく生きる子どもの育成を進めてまいりたいと存じます。また、社会教育において大切にしていきたいことは、「町民憲章の精神」であります。町民憲章は、昭和51年に教育委員会が主体となり、制定していただいたものですが、定められた5項目の精神は、新冠町の「まちづくり」や「人づくり」の基本事項であると存じます。今一度、レ・コードの精神と共に、私たちが大切に意識していかなければならないものと捉え、これらの精神を各事業に関連づけながら、まちづくりや、人づくりに貢献する社会教育事業を展開してまいります。以上、教育行政推進の基本的考えを申し上げましたが、教育委員会は、各課の協働体制のもと、町部局との連携を深め、議会にもご助言を賜りながら、開かれた教育行政を推進するとともに、地域に支えられ、活力に満ちた学校づくりや、魅力ある社会教育事業の推進に努めてまいりますので、今後の教育行政の推進に、なお一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（芳住革二君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第 5 同意第 3号 新冠町農業委員会委員の任命について

◎日程第15 同意第13号 新冠町農業委員会委員の任命について

○議長（芳住革二君） 日程第5から日程第15 同意第3号から同意第13号 新冠町農業委員会委員の任命について 以上11件を一括議第といたします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 同意第3号から同意第13号 新冠町農業委員会委員の任命について 提案理由の説明を申し上げます。農地利用の最適化の更なる推進に向け、平成27年9月に農業委員会等に関する法律の改正を含む農業協同組合法等の一部を改正する法律が公布されまして、平成28年4月1日から施行されております。この改正に伴い、農業委員につきましては公選制が廃止され、市町村長が議会の同意を得て任命する任命制と制度の改正が行われております。また、農業委員の任命にあたりましては、認定農業者が委員の過半数を占めること、農業委員会との利害関係を有しない者を含めること、年齢性別に著しい隔たりが生じないように配慮することなどとなっております。この度、提案いたしますのは農業委員の任期が本年7月19日をもって満了となり、以後新制度の適用を受けることから農業委員候補者の公募を行いましたところ、本会資料にございます推薦10名、応募1名の定数同数の11名の方の応募がございまして新冠町農業委員候補者評価委員会へ諮問の結果、全員農業委員として適正との答申を受けたことからこの度同意をいただくものでございます。任期は3年となっております。それでは、同意第3号から同意13号 新冠町農業委員会委員の任命について 提案理由の説明を申し上げますが、履歴は省略させていただき、住所・氏名・年齢等の紹介で説明にかえさせていただきますので本会資料をご覧くださいと思います。同意第3号 議会の同意を得ようとする者は、宇新栄43番地の2 金子 正人 氏 56歳 農業 認定農業者です。次に、同意第4号 議会の同意を得ようとする者は、宇太陽138番地の8 浅野 正慶 氏 44歳 農業 認定農業者です。次に、同意第5号 議会の同意を得ようとする者は、宇東町24番地の9 前田 晃 氏 63歳 無職 非利害関係者です。次に、同意第6号 議会の同意を得ようとする者は、宇高江205番地の3 佐々木 碧 氏 29歳 農業者です。次に、同意第7号 議会の同意を得ようとする者は、宇朝日191番地 飛渡 清一 氏 44歳 農業 認定農業者です。次に、同意第8号 議会の同意を得ようとする者は、宇太陽50番地の2 鎌田 直樹 氏 43歳 農業 認定農業者です。次に、同意第9号 議会の同意を得ようとする者は、宇万世188番地の4 梶川 憲一 氏 48歳 農業 認定農業者です。次に、同意第10号 議会の同意を得ようとする者は、宇若園102番地 泉澤 敬治 氏 54歳 農業 認定農業者です。次に、同意第11号 議会の同意を得ようとする者は、宇東川182番地 庄野 照彦 氏 64歳 農業 認定農業者です。次に、同意第12号 議会の同意を得ようとする者は、宇高江338番地の2 吉田 忠夫 氏 66歳 農業 認

定農業者です。次に、同意第13号 議会の同意を得ようとする者は、字若園130番地の1 片山 豊氏 65歳 農業 認定農業者でございます。以上、同意第3号から同意第13号 新冠町農業委員会委員の任命につきまして提案理由の説明を申し上げました。ご審議賜り、提案とおり同意くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。（なしの声あり）異議なしと認めます。お諮りいたします。同意第3号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、同意第4号についての採決を行います。お諮りいたします。同意第4号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、同意第5号についての採決を行います。お諮りいたします。同意第5号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、同意第6号についての採決を行います。お諮りいたします。同意第6号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、同意第7号についての採決を行います。お諮りいたします。同意第7号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、同意第8号についての採決を行います。お諮りいたします。同意第8号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、同意第9号についての採決を行います。お諮りいたします。同意第9号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、同意第10号についての採決を行います。お諮りいたします。同意第10号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、同意第11号についての採決を行います。お諮りいたします。同意第11号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、同意第12号についての採決を行います。お諮りいたします。同意第12号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、同意第13号についての採決を行います。お諮りいたします。同意第13号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第13号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第16 報告第2号 例月出納検査の結果報告について

○議長（芳住革二君） 日程第16 報告第2号 例月出納検査の結果報告について を議題といたします。監査委員より、例月出納検査の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することにいたしたいと思えます。

◎日程第17 報告第3号 有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について

◎日程第18 報告第4号 株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告について

○議長（芳住革二君） 日程第17 報告第3号 有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について 日程第18 報告第4号 株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告について 以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 報告第3号 有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について 地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの平成28年度事業実績及び、平成29年度事業計画につきまして、報告いたします。別紙の報告第3号資料によりご説明申し上げますので、そちらをご覧願います。この資料につきましては、去る5月29日に開催されました、第25期定期株主総会で承認、可決されたものでございます。主な内容についてご説明させていただきます。2ページをお開きください。1. 事業概要については、国内及び道内の経済状況と、乗馬クラブ及び道の駅の実績について総括しており、乗馬クラブにおいては利用者が若干ですが増となっております。道の駅のつきましては、来店者は増加、売上目標を達成しておりますが、純利益は当初計画を下回っております。部門別及び主な行事等の詳細については記述のとおりですので、説明を省略させていただきます。次に、第25期の決算状況についてご説明いたしますので、10ページの貸借対照表をご覧願います。資産の部は、流動資産計6304万9295円、固定資産計154万7311円で、資産合計6459万6606円であります。負債の部は、流動負債計707万1245円、負債合計も同額です。純資産の部は、株主資本計5752万5361円、資本合計も同額です。負債及び資本合計6459万6606円でございます。次に、11ページの損益計算書をご覧ください。営業損益は、売上高合計9874万56円、売上原価4122万5822円、販売費及び一般管理費計5762万5675円、営業利益は、マイナス11万1441円です。営業外損益は、営業外収益計103万8994円、営業外費用計2万6838円、営業外収益から営業外費用を差引き、営業利益マイナス分を加えた経常利益合計は、90万715円です。法人税等を差引いた当期利益は、38万2315円となっております。また、前期繰越利益剰余金に当期利益を加えた1752万5361円が繰越利益剰余金となります。12ページをお開きください。販売品及び一般管理費5762万5675円の内訳でございます。説明は省略させていただきます。飛びますが、15ページをお開きください。株

主資本等変動計算書です。前期末残高の株主資本合計5714万3046円に、当期純利益38万2315円を加えた、5752万5361円が当期末残高です。16ページをお開きください。減価償却の内訳となっております。当期の償却額が58万7877円で、期末帳簿価格は147万2327円となっております。飛びますが、19ページをお開き下さい。19ページから21ページは、平成29年度の事業方針及び事業実施計画で、乗馬部門及び道の駅部門に分けて重点項目を設定し、事業展開を図ることとなっております。説明は省略させていただきます。23ページをお開きください。収支予算に係る見積損益計算書です。収入の部は、合計9722万3000円、対前年度決算比255万6000円の減、支出の部は、事業支出が9609万6000円、対前年度決算比275万5000円の減、事業外費用が54万8000円、対前年度決算比3000円の増、当年度益金は57万9000円で、対前年度決算比19万6000円の増となっております。24ページから26ページは、見積損益計算書の明細書でございます。あわせて、28ページから36ページは、乗馬クラブと道の駅に分けた収支予算書となっております。説明は省略させていただきます。以上が、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告についてでございます。

続きまして、報告第4号 株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告について でございます。地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社新冠ヒルズの平成28年度事業実績及び平成29年度事業計画につきまして、報告いたします。別紙の報告第4号資料によりご説明申し上げますので、そちらをご覧願います。この資料につきましては、去る5月30日に開催されました、第19期定期株主総会で承認、可決されたものでございます。主な事項についてご説明させていただきますが、4ページをお開きください。1. 事業の現況に関する事項 (1) 経営成績に関する説明につきましては、国内の景気及び経済状況、当該事業と密接な関係にある日高管内の観光入込客数などについて総括しております。4ページから5ページにかけては、セグメントごとの売上高や売上総利益、営業利益、利用者数などを表に整理し分析しておりますので、後刻ご覧いただきたいと存じます。6ページをご覧願います。(4) 対処すべき課題といたしまして、ホテル部門の客室稼働率等の向上が売上増に繋がることから集客力のアップ及び、7ページでは適正な原価水準の維持としております。(5) 財産及び損益の状況は、直近5期の推移を記したものでございます。記載の通りでございます。(7) 業務委託先及び従業員の状況ですが、平成28年4月1日から運營業務の一部を株式会社ファウンドに委託しております。次に第19期の決算状況についてご説明いたしますので、16ページの貸借対照表をご覧ください。資産の部は、流動資産計5794万3218円、固定資産計4133万1602円で、資産の部合計9927万4820円であります。負債の部は、流動負債計2519万5971円、固定負債計850万2878円、負債の部合計3369万8849円です。純資産の部は、資本金8000万円、利益剰余金計マイナス1442万4029円、株主資本計6557万5971円、純資産の部合計も同額です。負債及び純資産の部合計9927万4820

円であります。次に17ページの損益計算書をご覧ください。売上高計2億7338万9096円、売上原価計1億7557万8320円、売上総利益は9781万776円、販売費及び一般管理費計1億334万3070円、売上総利益から販売費・一般管理費を差引いた営業利益は、マイナス553万2294円です。営業外収益は指定管理受託料など計2687万615円、営業外費用は指定管理業務費用など計2084万481円、営業外収益から営業外費用を差引き、営業利益のマイナス分を加えた経常利益は、49万7840円、法人税等を差引いた当期純利益は、31万7701円となっております。19ページに移りますが、株主資本等変動計算書をご覧ください。下段の方になりますが、当期首残高平成28年4月1日現在で、6525万8270円当期変動額、31万7701円で、当期末残高6557万5971円となっております。次に、21ページになりますが29年度の事業方針ですが、28年度から施設の運營業務を株式会社ファウンドに委託しており、引続き集客力のアップ及び適正な原価水準の維持に取組み、経営収支の改善を図ることとしております。次に、22ページになりますが、本年度の事業予算ですが、29年度の売上高は3億円と計画し、28年度比2661万1000円の増を計画しております。売上原価、仕入れ関係と人件費は株式会社ファウンドへの業務委託費となっております。最終的な経常利益は333万3000円を見込んでおり、平成28年度決算と比較しまして、283万5000円の増となっております。以上が、株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告についてでございます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。報告第3号、第4号については、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

（休憩 11時04分）

（再開 11時20分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第19 報告第5号 有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況の報告について

○議長（芳住革二君） 日程第19 報告第5号 有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況の報告について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 報告第5号 有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況についてご報告いたします。地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社日高軽種馬共同育成公社の平成28年度決算に関する書類及び平成29年度事業計画に関する書類につきまして、平成29年5月30日に開催されました第45回株主総会において、承認、可決されました内容に基づき、別紙によりご報告いたします。お手元にお配りして

おります本会議資料、報告第5号資料の1ページをお開きください。はじめに、平成28年度事業実績報告でございます。事業概要でございますが、公社の主要事業となります預託事業につきまして一般預託、中期育成を合わせまして計画頭数1108頭に対し、実績頭数は1174頭となり、計画を66頭上回る受入成績となりました。貸馬房につきましては計画頭数1040頭に対し、実績頭数は1074頭で、計画を34頭上回る成績となり、預託事業の売上高は2億6504万5000円で、前年の2億5975万9000円から528万6000円の増加となりました。預託馬の販売実績、競馬成績でございますが、各種セール及び在厩中の売却を含めトレーニングセールで71.4%、セレクトセール100%、セレクションセール57.1%、サマーセール63.5%、オータムセール78.9%の販売成績を収めました。育成馬の競馬成績につきましては、中央競馬において3歳世代で15勝、4歳以上で23頭が勝鞍をあげ、中でもキタサンブラック号が天皇賞春、ジャパンカップを制する活躍でした。一方、地方競馬では南関東で7頭の新馬勝ちのほか、各競馬場において重賞勝ちやオープンを勝ち、中央、地方競馬とも優秀な成績を収めております。業務関係につきましては、老朽化した施設や建物の年次更新計画に基づき、職員公宅1棟の新築と、ウォーキングマシン1基を建設したほか、ロンギ場などの改修を行いました。経費につきましては、役職員一丸となって経常費用の節減に努め、資産償却ともに計画通り実施しました。この結果、28年度決算では税引き前当期剰余金として1210万5000円を計上し、当期純利益は950万3000円を計上することができました。また、経営難により平成16年に長期借入した2億1000万円につきましても、本年度で償還を完済し6期連続の黒字決算となるなど、財務体質の改善が図られております。2ページ目から、12ページ目までは説明を省略させていただきますので後刻お目通しをいただきたいと存じますが、2ページから3ページは主要な行事を掲載しております。4ページは預託馬の月別入厩頭数、5ページは貸馬房の月別馬房状況、6ページは役員一覧と役職員の構成表、7ページは貸借対照表、8ページから12ページは貸借対照表の明細となっております。収支決算につきまして、13ページの損益計算書でご説明いたします。まず、営業損益の部では売上高として預託料収入から社宅貸出収入までの合計額2億6504万4677円から、売上原価の材料費から馬具その他仕入の合計額2億1859万6662円を差し引き、更に一般管理費4165万5786円を差し引いた営業利益は479万2229円となりました。この金額に、営業外収入の合計額600万2288円を加え、営業外費用合計額153万1660円を差し引いた計上利益は926万1857円となり、これに特別利益合計額284万2110円を加え、法人税等260万2300円を差し引いた当期純利益は950万2677円の黒字決算となりました。14ページから19ページは説明を省略させていただきますが、14ページから16ページまでは損益計算書の明細になります。17ページは株主資本等変動計算表、18ページは個別注記表、19ページは監査報告が記載されております。20ページをお開きください。平成29年度の事業計画につきまして、ご説明をいたします。基本方針でございますが、公

社といたしましては預託者からの信頼を高め、預託頭数の安定化を維持していくため預託場の競馬成績の向上と、強い走る馬づくりを目指し中期育成からセリ馴致、本格調教までを一貫して行うとともに、職員の調教技術の更なる向上を図ってまいります。一般預託事業につきましては、トレーニング、コンサイナーを含め年間1025頭で計画し、中期育成事業については年間83頭、貸馬房については6厩舎1040頭の計画を樹立して、事業の精査と支出の抑制に取組み、健全経営に向け一層の努力をいたします。また、29年度の施設整備といたしましては、職員の厚生福祉事業の最終年次といたしまして住宅1戸を建設するほか、馬場、ウォーキングマシン、堆肥場の改修、厩舎の実施設計を予定しております。21ページは預託事業企画書になります。説明は省略しますので後刻ご覧ください。収支計画につきましては、22ページの損益計算書でご説明いたします。営業損益の部、売上高は預託料収入から社宅貸出収入までの合計額2億5949万円を計画し、ここから売上原価、材料費から馬具その他仕入までの合計額2億2189万4000円を差し引き、更に一般管理費3654万5000円を差し引いた営業利益を105万1000円で見込んでおります。この営業利益に、営業外収入合計額484万5000円を加え、営業外費用合計額82万7000円を差し引いた計上利益を506万9000円で見込み、ここから法人税等見込額192万6000円を差し引いた当期純利益を314万3000円を計画しております。23ページから25ページは損益計算書の明細になります。説明は省略しますので後刻お目通しください。以上が、有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況でございます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。報告第5号については、報告のとおり受理することといたしたいと思えます。

◎日程第20 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（芳住革二君） 日程第20 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。平成28年度新冠町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。繰越明許費は、予算が成立して事業を執行する中でその年度内に事業が完了しない見込みとなった場合に、予算を翌年度に繰り越して執行することができるもので、別紙に記載の事業につきましては、いずれの事業も年度内に完了しないことから翌年度に繰り越したものであります。繰越にあたっては、地方自治法施行令第146条第2項の規定において、歳出予算を翌年度に繰り越した時は、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し次の議会に報告しなければならないと規定されており、別紙のとおり繰越計算書の調製を終えたことから、本定例会で報告するものであります。次のページをお開き願います。平成28年度新冠町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。平成29年度に繰

り越した事業は、記載のとおり7事業となっております。2款 総務費 3項 戸籍住民基本台帳費 個人番号カード交付事業交付金47万3000円は地方公共団体情報システム機構が行う、通知カード及び個人番号カードの交付事務に関する交付金で、平成28年度未請求分の43万7000円を繰り越したものであります。5款 農林水産業費 1項 農業費 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金2億3471万9000円は、株式会社太陽デイリーファームが取組主体、新冠町畜産クラスター協議会が事業主体としております当該事業におきまして、補助金の交付内示が遅れたことに加え昨年8月の災害の影響により、資材調達が遅れたことにより工事発注が遅れ年度内完成が困難となったことから事業費全額を繰り越しております。10款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費 道路・河川災害復旧事業 上段の使用料及び賃借料468万7000円は、昨年8月に発生した災害に係る復旧費で、道路側溝及び河川掘削等に係る重機借上料、道路といたしまして美宇若園線青木地先、緑丘横断線加藤地先道路側溝土砂掘削の2箇所。河川として、大狩部田端の沢川、五百里川竹中地先、東川須崎の沢川、共栄田村の沢川河床掘削、新栄津田の沢川取付道路管渠保護の5箇所となっております。工事請負費2億9006万4000円は、道路及び河川に係る災害復旧工事補助金を受け、残りを起債で対応する「公共土木施設災害復旧工事」ですが、河川として元神部川、元神部左の沢川、緑2号川、緑川、受乞川に係る河川災害復旧工事等8箇所、道路として明和前川林線、共栄3号線、軽種馬共同育成場1号支線、大狩部本郷井旗線、大富東泊津線、夕日ヶ丘2号線、美宇若園線、大狩部町田金井線、万世新冠線に係る道路災害復旧工事等10箇所、起債の借入で対応する「単独災害復旧工事」は元神部町有牧野芽呂線、共栄市原高橋線、大狩部環状線、大狩部町田金井線、大狩部松本古川線、大狩部本郷井旗線、万世佃高橋線、西泊津環状線1号支線、明和新栄線1号支線に係る道路災害復旧工事等12箇所、単独費で復旧工事を行うものとして芽呂川青木地先に係る河川災害復旧工事、万世佃高橋線、新栄道有林線、太陽久米白井線、大狩部環状線に係る道路災害復旧工事等5箇所となっております。これら使用料及び賃借料、工事請負費合わせて2億9475万1000円を繰り越しております。2項 農林業施設災害復旧費 明渠排水災害復旧費 使用料及び賃借料256万円は、明渠排水土砂掘削に係る重機借上料で、明和、古岸、美宇、太陽地区6箇所の明渠排水に係る土砂掘削を行うものであります。林道・治山災害復旧事業工事請負費1202万2000円は、林道及び治山に係る災害復旧工事で大規模林道、普通林道八木線、里平富居の沢、大富村田の沢5箇所に係る災害復旧工事を繰り越しております。下段にあります小規模農地災害復旧事業補助金605万8000円は、被災農地、農道等の復旧費に対する営農支援補助金で、1箇所10万円以上の事業費を対象に補助率2分の1で、かつ50万円を限度に補助するもので、申請のありました50戸95箇所のうち、16戸26箇所に対する補助を繰り越しているものであります。これらの事業はいずれも、先の定例会及び臨時会においてそれぞれ繰越明許費の議決をいただいた事業で、事業費の合計金額は5億5054万7000円全額を平成29年度に繰り越しております。なお、財源内訳ですが国道支出金4

億3667万8000円、町債3300万円、一般財源8086万9000円となっております。以上、報告第6号繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げました。ご審議を賜り報告のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、報告第6号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。報告第6号については、報告のとおり受理することといたします。

◎日程第21 議案第19号 新冠町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第21 議案第19号 新冠町個人情報保護条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第19号 新冠町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。新冠町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり定めようとするものであります。この度の条例改正は、平成27年9月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が改正され、マイナンバー制度を活用して行政機関や地方公共団体等が相互に特定個人情報をやりとりする、情報提供ネットワークシステムの利用が本年7月から実施されることから、新冠町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。これまでも、個人情報につきましては国税に関する情報は国税局、年金に関する情報は日本年金機構というように、特定の機関に全ての情報が一元的に管理されている訳ではありませんが、この分散管理されている個人情報を他の機関が必要となった場合に、総務大臣が設置、管理する情報提供ネットワークシステムを通じて各機関が照会、提供を行うこととされており、この情報連携が国の機関では平成29年1月から、地方公共団体は平成29年7月から開始されることになっております。それでは、新旧対照表により改正内容を説明いたしますので、2ページをお開き願います。第13条の2、用語の定義を定めているものであります。第3号情報提供等記録をご覧ください。番号法第23条第1項及び第2項の次に、（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）を加えるものであります。これは、第3号の情報提供等記録において、番号法26条において準用する場合を含む規定が追加されたものであります。情報提供ネットワークシステムの管理、運用を規定しております番号法第21条から特定個人情報の提供、情報提供の記録、秘密の管理、秘密の保持義務を規定しております第25条までの規定が読み替えて規定されたもので、これを条例に規定することで情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことが可能となるものであります。次に、第13条の8は訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先を規定しているものであります。4行目にあります情報照会者の次、又は情報提供者（当該情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限

る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。と、ありますのを若しくは情報提供者又は同条8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。に改めるものであります。これは、実施機関であります議会、町長、教育委員会等が訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先を規定しているもので、番号法の改正によりまして法第19条第8号に規定する、条例に定めている事務に係る情報を照会する者及び条例に定めている事務に係る情報を提供する者が通知先に追加されるものであります。次のページをお開きください。第13条の9は、利用停止請求の事由等を規定しているものであります。第1項第1号ホの番号法第28条とありますのを第29条に改めるものであります。これは番号法に第26条が新たに追加をされ1条ずつ繰り下がることから条例において引用しております当該条文を改正するものであります。1ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。以上、議案第19号 新冠町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を申し上げます。ご審議の上、提案とおりが決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第19号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないので、討論を終結いたします。これより議案第19号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第20号 新冠町行政不服審査関係手数料条例の制定について

○議長(芳住革二君) 議案第20号 新冠町行政不服審査関係手数料条例の制定について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長(坂本隆二君) 議案第20号 新冠町行政不服審査関係手数料条例の制定について、提案理由を申し上げます。新冠町行政不服審査関係手数料条例を別紙のとおり定めようとするものであります。この度の条例制定であります。これまで平成26年6月に改正されました行政不服審査法に基づき、平成27年3月に新冠町行政不服審査手続条例を改正し、平成27年12月には、新冠町行政不服審査会条例を制定するなど町における所定の手続きを行っておりますが、この度はこの行政不服審査における書類や資料等の閲覧や交付を行う場合の手数料の納付や、減額及び免除について条例を制定し、既定するものであります。この度は、条例の制定でありますので全文を朗読させていただきます。

次のページをお開き願います。新冠町行政不服審査関係手数料条例（趣旨）第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。（提出書類等の写し等の交付に係る手数料の額）第2条 法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。第4条第1項において同じ。）の規定による交付を受ける者は、その交付を受ける時に、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を納めなければならない。（提出資料の写し等の交付に係る手数料の額）第3条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、その交付を受ける時に、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を納めなければならない。（手数料の減免）第4条 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける者が経済的困難により第2条に規定する手数料を納付する資力がないと認めるときは、交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。3 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書類を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。4 法第9条第3項の規定により読み替えて法第38条第1項の規定を適用する場合又は他の法律の規定において同項の規定を準用する場合であって法第9条第1項の規定による審理員の指名を要しない場合においては、第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。5 第1項から第3項までの規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人及び参加人について準用する。この場合において、第1項及び第2項の規定中「審理員」とあるのは「新冠町行政不服審査会」と読み替えるものとする。附則 この条例は、公布の日から施行する。次のページをお開きください。別表（第2条・第3条関係）交付の方法 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 手数料の額1枚10円 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付 1枚40円 備考 両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。以上、議案第20号 新冠町行政不服審査関係手数料条例について提案理由を申し上げました。ご審議の上、提案通りご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第20号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたし

ます。これより、議案第20号について採決を行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第21号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 議案第21号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正秀君） 議案第21号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めようとするものです。この度の改正は、本条例の根拠法令となっております過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が、平成29年3月31日に公布され、地方税の課税免除に伴う措置の対象業種が変更となったことから同様に条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので2ページをお開きください。過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。左から、条名、見出し、新、旧の条文となっております。第2条（課税免除の対象）第2条中、旧欄の情報通信技術利用事業を、新欄の農林水産物等販売業に、括弧内の 情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他規則で定める を過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする に改めるものです。1ページをご覧ください。附則です。（施行期日）第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。（経過措置）第2条 改正前の過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例第2条に規定する情報通信技術利用事業の用に供する設備を平成29年3月31日以前に新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除の規定については、なおその効力を有する。以上が、議案第21号過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議賜り、提案のとおりご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第21号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 5番荒木です。ただいま説明を受けた部分についてですけれども、町内においてですね、第2条の課税免除の対象となる農林水産物等の販売業者、これは町内に事業所があるのかどうか1点お聞きしたいのと、もしあるとしたら具体的にどのような事業所なのか支障がなければご説明いただきたい。

○議長（芳住革二君） はい、佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正秀君） この改正は、今年の4月1日からスタートするものでございまして、4月1日以降、この農林水産物等の販売業ということで設備等を整備したという事案はございません。なので、今後4月以降これから出てくるかどうかということだと思います。この部分につきましては、ここに書いてありますように店舗を構えて、そしてそこで地元で獲れた、過疎地域で獲れた、生産された農林水産物を販売する若しくは加工して販売する、調理して販売する。こういうような事業が対象となるということでございますので、今後こういったものが出てくるかどうかわかりませんが、こういったことが促進されて過疎地域の活性化を図りたいという法の趣旨だということでございます。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） わかりました。それですね、もしこの後出てきたとしたら、このような特例があるんですよ、という周知をすることは可能なかどうかその辺もお聞きしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正秀君） ご指摘のとおりせつかくできた制度でございますから、どういった形かは別ですけれども、この制度内容を周知させていただきたいと思います。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） それですね、周知されると思うのですが、事業者がわからない場合、例えば申請があるまで待つのか、それとも積極的にこういう特例があるので活用してくださいということの説明されるのかどうかその点。

○議長（芳住革二君） はい、佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正秀君） この改正部分も含めて、制度をまずわかりやすく解説して、こういった事業を考えている方、計画されている方、そういった方々について一度相談して下さいと、そういった形できめ細やかに、丁寧に対応をしたいなと思っております。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第21号について採決を行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第22号 新冠町温泉保養施設設置条例の一部を改正する条例 について

○議長（芳住革二君） 議案第22号 新冠町温泉保養施設設置条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 議案第22号 新冠町温泉保養施設設置条例の一部を改正す

る条例について、提案理由の説明を申し上げます。新冠温泉の宿泊室使用料につきましては、条例において上限額を定めているところでございますが、指定管理者の株式会社新冠ヒルズの経営改善の一環として、昨年4月よりノウハウを有する事業者には運営業務の一部を委託し、経営改善が図られているところでございますが、今後の経営戦略といたしまして、若干宿泊者が増加傾向にある宿泊部門において、繁忙期の宿泊料を値上げすることにより売上増に繋がるものと判断いたしまして、更なる業績の回復や経営改善を目指すため、宿泊者が多くなる繁忙期の宿泊料金の値上げを実施いたしたく、宿泊料の増額改正を提案するものでございます。改正内容につきまして、別紙の「新冠町温泉保養施設設置条例の一部を改正する条例新旧対照表」でご説明させていただきます。別表で定める宿泊室使用料、1泊食事別1人当り、大人8600円を1200円増の9800円に、子ども6400円を600円増の7000円に改めるものでございます。前のページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、平成29年7月1日から施行するものです。以上が、議案第22号 新冠町温泉保養施設設置条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議賜り提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第22号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 5番荒木です。ただいまの繁忙期における上限を9800円にしたいという提案ですけれども、この繁忙期というのはいつからいつまでのことを言うのか、また、閑散期の時期を設定しているのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 今回の宿泊料の改正につきましては、繁忙期を想定したということございまして、主に夏シーズン、7月から8月、セリシーズン、年末年始等が考えられているところでございます。閑散期という部分につきましては、それ以外の日ということ考えております。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 上限はわかりました。それでは下限が設定されているのかどうかと、誰がどのように決めてですね、この下限を町民に周知されるのかどうかお聞きします。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 下限額につきましては、特にこれだということ決めてはございませんが、あくまでも宿泊料の設定につきましては、業務運営を受けてございますファウンドにおいて色々需要だとか、空き室の状況だとかという部分を考慮いたしまして料金設定をしているということでございます。町民周知という部分につきましては、その都度色々な料金形態がございますので、その都度料金設定という部分につきましては中々及ばないのかなという部分でございまして、予約時にですね料金を確認していただくとか、温泉のホームページ上で周知をしているところでございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 7番武田です。理由については理解されると思いますけれども、その増額する金額の妥当性であるとか根拠について、こういう理由でこれだけ上げますよと、そこあたりも町民に周知という意味では説明もいただけたらいいのかなというふうに思いますけれども。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） この料金値上げにつきましては、中々これがいいだとかいう具体的な金額ですね、これでいいという部分は見つづらいという部分もあるのですけれども、運営業務してございますファウンド、色々温泉展開しているところでございますが、札幌だとか、色々な宿泊施設等の料金設定を考慮いたしまして、この金額が妥当ではないかということで、ファウンドからの提案に基づきまして、ヒルズの取締役会において了承されたものが町の方に料金改正をしてほしいということで、申し出があったものでございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。はい、椎名議員。

○2番（椎名徳次君） 2番椎名です。今色々値段を上げるとか、これは構わないと思うのですけれども、現在の一般宿泊者の料金を知りたいのですけれども。ただ上げると言ってもですね、普段はこうですよ、繁忙期はこうですよというのはわかるけど普通の日の料金をお聞かせください。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 基本となる料金でございますが、例えばですがシングル1泊宿泊された場合ですね、夕食朝食込みでシングルの場合は1万500円という設定でございます。素泊まりであれば、7000円これが基本ということになってございます。また、ツインでいきますと夕食朝食込みで1人1万500円、素泊まり7000円とシングルと同じような料金設定、これがベースということで料金設定しているところでございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第22号について採決を行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

（休憩 12時08分）

（再開 13時00分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第 2 5 議案第 2 3 号 新冠町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について

◎日程第 2 6 議案第 2 4 号 新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第 2 5 議案第 2 3 号 新冠町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について 日程第 2 6 議案第 2 4 号 新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第 2 3 号 新冠町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について 議案第 2 4 号 新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。この度の改正は、現在当町における簡易水道事業である新冠地区簡易水道事業、新冠第一地区簡易水道事業、新冠第二地区簡易水道事業の 3 簡易水道事業を新冠町簡易水道事業として、統合することを目的に条例の一部の改正を行うものです。改正の理由は、平成 1 8 年に水道施設整備国庫補助制度の改正に伴い、同一行政区域内で実施される複数の水道事業については、国庫補助対象外の取扱いとされる制度改正が行われ、このため当町においては平成 2 1 年度に 3 簡易水道事業の統合計画を提出し、事業の統合最終期限とする平成 2 8 年度にて、3 簡易水道事業を統合する事業認可の協議を進め、この度事業認可されることから、当町の簡易水道事業の設置に関わる当該 2 条例の一部改正を行うものです。議案第 2 3 号 新冠町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について、新冠町簡易水道設置条例の一部を改正する条例を以下のように定ようとするものです。新冠町簡易水道設置条例の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表で説明申し上げますので次ページをお開き下さい。新旧対照表 簡易水道事業の第 2 条、簡易水道事業の給水区域、給水人口及び給水量を次のとおり改めるものであります。（1）新冠町簡易水道事業 ア 給水区域 別に条例で定める イ 給水人口 4 8 2 4 人 ウ 給水量 1 日最大給水量 2 7 7 2 立方メートル と改めるものであります。前のページにお戻りください。附則としまして、この条例は、北海道知事の認可のあった日から施行する。続きまして、議案第 2 4 号の一部改正について説明申し上げますのでお開き願いたいと思います。議案第 2 4 号 新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を以下のように定めようとするものです。新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表で説明申し上げますので次ページをお開きください。新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表 給水区域 第 2 条 新冠町簡易水道事業の給水区域は、新冠町の次の区域と改めるものであります。（1）新冠町字本町、字中央町、字北星町、字東町、字節婦町、字高江、字西泊津、字東泊津、字朝日、字大富、字緑丘、字古岸、字万世、字若園、字泉、字太陽、字共栄、字東川、字美宇、字新和の各一部、日高町字正和の一部と改

めるものであります。前のページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は、北海道知事の認可のあった日から施行する。以上が、議案第23号 議案第24号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案とおりが決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第23号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより議案第23号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。次に、これより、議案第24号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより議案第24号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第25号 平成29年度新冠町一般会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第27 議案第25号 平成29年度新冠町一般会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第25号 平成29年度新冠町一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。次のページをお開きください。平成29年度新冠町一般会計補正予算 第1回目の補正となります。（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6224万円を追加し、歳入歳出予算の総額を最終歳出それぞれ49億767万5000円にしようとするものであります。この度の補正は、今年度町長選挙により骨格予算とし、当初予算に計上していない政策的な予算を追加している他、人事異動に伴う人件費を補正しております。地方債の補正がありますので、5ページをお開きください。第2表地方債補正 1. 追加 起債の目的 水産施設整備事業 借入起債は過疎対策事業債であります。借入限度額 1960万円を追加するものです。この事業は、日高漁協新冠支所の漁具庫を新設する事業に対し補助金を交付するものですが、総事業費4428万円の内、既設建物の解体工事費及び消費税の補助対象外経費を除く3935万円に対し、道補助金として地域づくり総合交付金40パーセント、1574万円の交付を見込み、残る2361万円の50パーセント、1180万5000円を町補助金と交付し、これに過疎債を充当しようとするものでありますが、地域づくり総合交付金が交付されない場合も考慮し、対象経費の2分の1に相当する1960万円を限度額として

設定をしているものであります。起債の方法、利率、償還の方法は掲載のとおりであります。事項別明細書、歳出より説明いたしますので11ページをお開きください。1款 1項 1目 とともに議会費 229万6000円の減。2節 給料 から 4節 共済費 は人事異動に伴う人件費の減。14節 使用料及び賃借料 3万9000円及び 18節 備品購入費 32万1000円の追加は、議会広報誌作成用パソコンの導入及び広報誌作成用ソフトのライセンス使用料で、編集から入稿までの作業が簡素化され、印刷期間の短縮化が図られることから導入するものであります。次のページに移ります。2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 2986万2000円の減。2節 給料 から 4節 共済費及び 19節 負担金補助及び交付金 は人事異動に伴う人件費の減であります。13節 委託料 116万8000円の追加は、いずれも本年7月から本格稼働するマイナンバー制度の運用に対応するために必要な、システムの改修等に係る委託料でそれぞれ関係する情報を自治体の中間サーバーへアップロードするための作業委託で、住民基本台帳システム、地方税務システム、団体内統合宛名システムについては総務省が所管となっているもので、国の補助対象となっております。下段の情報セキュリティ強化対策委託料は、サイバー攻撃の複雑・巧妙化に対し、北海道では道内市町村と連携してセキュリティの向上を図るための北海道セキュリティクラウドを構築しておりますけれども、これはインターネットへの出入り口を一つに集約することでコスト負担を押さえながら、高度な情報セキュリティ対策を講じることを目的としているもので、これに参加するための委託料であります。次のページに移ります。2目 文書広報費 309万3000円の減は、臨時職員の人事異動に伴う減であります。4目 町有林造成管理費 1534万5000円の追加は、岩清水地区における道有林の間伐事業に係る工事請負費で、50.16ヘクタールを予定しております。5目 企画費 620万5000円の追加は、19節 負担金補助及び交付金 の中で定住移住支援制度として平成19年度から行っております定住移住促進住宅取得奨励金及び引っ越し助成金を継続実施するもので、新築12件、中古2件の14件を見込むもので、奨励金は350万円を、引っ越し助成金は125万円をそれぞれ計上しております。また、個人が住居用に購入した中古住宅の改修費の一部を助成する中古住宅取得物件リフォーム補助金は2件100万円を計上しております。なお、まちの不動産屋さん運営費補助金及び中古住宅流通交付金については、制度を継続いたしますが現時点で利用希望がないことから予算計上はありませんが、今後の動向によって補正対応することとしております。地域コミュニティ活動支援事業補助金45万5000円の追加は、東泊津自治会において昭和26年に個人の敷地に建立された立魂碑を老朽化に合わせ生活館敷地に移設する費用に対し65パーセントを補助するものであります。7目 交通安全対策費 305万7000円の追加は、交通安全及び防犯活動のために使用している公用車の更新に係る費用で、現有車両は平成22年9月にJA共済連から寄附を受けた走行距離12万キロの車両で、電気系統の故障が頻発していることから更新するもので、排気量1500ccクラスの四輪駆動車でステーションワゴンタイプの購入を予定しております。10目 減債基金費 482万1000

円の追加は、町有林間伐事業に係る岩清水地区50.16ヘクタールにおける間伐材売り払い収入、カラマツ1916立米分を積み立てるものであります。次のページに移ります。

2項 徴税費 1目 税務総務費 1004万3000円の減。2節 給料 から 4節 共済費 は人事異動に伴う人件費の減、12節 役務費 18節 備品購入費 27節 公課費 は税務課公用車の廃車に伴う更新費用であります。これまでの車両は、平成17年購入の軽自動車で15万9000キロを走行しておりましたが、本年3月にエンジンが故障し修理不能となったことから廃車にしたもので、徴収及び賦課業務において使用頻度が高いことから今回更新するものであります。2目 賦課徴収費 98万5000円の追加は、申告支援システムの購入費で、庁舎外で確定申告を受けるためのシステム整備であります。これまで庁舎外で確定申告を受ける際には税務署より貸与されている申告システムを使用しており、セキュリティ上町が所有しているシステムと連携できないことから、帰庁後再度システム入力が必要となり、2度手間となる上、入力ミスもあることから町が所有するシステムを庁舎外で使用できるシステムを導入することにより、これらの解消を図るものでございます。次のページに移ります。3項 1目 とともに 戸籍住民基本台帳費 23万4000円の追加は、人事異動に伴う人件費の補正です。次のページに移ります。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 124万6000円の追加。2節 給料 から 4節 共済費 は人事異動に伴う人件費の補正。13節 委託料 21万6000円の追加は、障害者総合支援法の改正に伴い、本年度から障害者福祉サービス等に係る報酬が改定されることに対応するためのシステム改修に係る委託料であります。なお、改修費用の全額が国庫補助金にて対応されます。2目 老人福祉費 1067万円の追加は、介護サービス特別会計で説明いたします。次のページに移ります。4目 地域包括支援センター費 351万5000円の減。2節 給料 から 4節 共済費 は人事異動に伴う人件費の補正です。19節 負担金補助及び交付金 40万円の追加は、地域包括支援事業の一環として解説する認知症カフェの運営費補助金で、平成27年度に改正された介護保険制度の中で、平成30年4月までに実施しなければならない事業の一つである地域支援事業の中の包括的支援事業において、当町においては平成28年度に地域包括支援センターを開設し、さらに認知症総合支援事業に取り組んでいるところでありますが、今年度認知症の方々とその家族を支える事業として認知症カフェを設置するものであります。10人以上が集える拠点を整備し、2カ月に1回以上の開設などの要件を満たす団体に対し運営費を補助するもので、全額補助金が交付されます。6目 社会福祉施設費 220万4000円の追加は、本町多目的交流センターの暖房設備の改修に係る工事請負費で、現在商工会が使用しております2階事務所に設置しているパネルヒーターの老朽化により、配管からの水漏れが著しいことから交換が必要であります。FFストーブの設置が経済的であることからストーブ4台を設置することとしております。2項 児童福祉費 2目 児童福祉費 4万6000円の追加は、4節 共済費 で料率の改定による増額です。次のページに移ります。4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費 187万6000円の減は、人事異動に伴う人件費の補正

です。3目 環境衛生費 211万7000円の追加は、13節 委託料 で町民センターに設置しております高圧受電設備改修工事に伴い、未使用となった変圧器にポリ塩化ビニールが入っていることが判明したため、これを専門業者に引き取らせるための委託料の計上であります。4目 診療所費 104万7000円の減は、国保診療所特別会計で説明いたします。3項 水道費 2目 簡易水道費 2万7000円の追加は、簡易水道特別会計で説明いたします。5款 農林水産業費 1項 農業費 1目 農業委員会費 952万4000円の追加、2目 農業総務費 143万8000円の追加は、いずれも人事異動に伴う人件費の補正であります。次のページに移ります。3目 農業振興費 1092万9000円の追加、4節 共済費 は料率の改定です。14節 使用料及び賃借料 60万円の追加は、明渠排水の土砂掘削に係る重機借上げ料で、新栄外島地先を予定しております。15節 工事請負費 は、明渠排水設備工事を行うもので、美宇、太陽、万世、西泊津地区の計6箇所の工事を計上しております。5目 牧野管理費 863万6000円の追加、2節 給料 から 4節 共済費 は人事異動に伴う人件費の補正です。7節 賃金 は療養中職員の代替作業員に係る雇用日数の延長に伴う追加であります。次のページに移ります。2項 林業費 1目 林業振興費 465万2000円の追加は、人事異動に伴う人件費の補正であります。3項 水産業費 1目 水産業振興費 1992万円の追加、3節 職員手当等 4節 共済費 は人事異動に伴う人件費の補正です。9節 旅費 11節 需要費 はホッキ貝の港運事業に係る事務費として道から交付される補助金を充当しているものであります。19節 負担金補助及び交付金 は日高漁協新冠支所にある漁具庫の老朽化が著しいことから、支所に所属する12経営体が共同で使用できる漁具庫を新設するほか、既設建物の解体・撤去及び周辺舗装等に対し、町が補助するものであります。負担割合は全体事業費4428万円の内、解体工事費及び消費税を除く3935万円の50パーセント、1967万5000円を町が補助し、漁組の負担は2460万5000円としておりますが、町補助金については過疎債の借入を予定しているものであります。次のページに移ります。6款 1項 とともに 商工費 2目 観光費 1414万2000円の追加、4節 共済費 は料率の改定です。13節 委託料 は新冠温泉施設に係る揚湯装置の揚管点検業務に係る経費を委託料として計上しているもので、温泉井戸の揚湯装置等の経年劣化や金属疲労等の状況を把握するために定期的に点検しているものであります。19節 負担金補助及び交付金 130万円の追加、優駿浪漫街道オール日高魅力発信事業負担金30万円は、高規格道路日高自動車道の日高、厚賀インターチェンジが今年度開通予定であることを契機に、交流人口を拡大し地域活性化に繋げるための事業を行うもので、事業費総額420万円の内2分の1を北海道の地域づくり交付金で、残る2分の1を管内各町が30万円ずつ負担することとしているもので、新聞広告等のメディアを活用した情報発信等を実施するものであります。地域おこし協力隊活動補助金100万円は、観光振興プロデューサーとして採用しております地域おこし協力隊員が起業するために要する費用を補助するもので、視察研修や備品購入費、建物の賃借料となっております。次のページに移ります。7款 土木費 1項 道路橋梁費 2目 道路維

持費 1515万8000円の追加、11節 需要費 65万8000円の追加は、町所有のグレーダーのエンジンオイル漏れ等に係る修繕料であります。13節 委託料 150万円の追加は、昨年8月の台風被害により道路横断管等により周辺への被害が発生したため、現地施設を点検、診断、評価をし、施設改修を含めた基礎調査計画を策定するものであります。15節 工事請負費 1300万円の追加は、舗装工事2箇所、道路反射鏡の取り換え工事1箇所、土木工事5箇所の計8箇所を計画しております。3目 道路新設改良費 218万円の減は、人事異動に伴う人件費の補正であります。次のページに移ります。2項 河川費 1目 河川総務費 1706万4000円の追加、12節 役務費 190万4000円は、美宇川に係る河川支障木の伐採に係る手数料を計上しております。14節 使用料及び賃借料 756万円の追加は、若園2号川佐藤地先河床掘削他計16箇所を予定しております。15節 工事請負費 760万円の追加は、朝日学校の沢川千代田地先排水路整備他計3箇所の工事を予定しております。次のページに移ります。3項 住宅費 1目 住宅管理費 2147万3000円の追加、2節 給料 から 4節 共済費 は人事異動に伴う人件費の補正です。15節 工事請負費 1051万1000円の追加、節婦ふれあいタウンに設置されております遊具は、平成3年に設置したもので老朽化が著しく、危険であることから平成28年度1部の遊具を撤去しております。今年度、残る木製遊具を撤去するとともに、新たにコンビネーション遊具を設置するものですが、遊具の選定にあたっては隣接する子ども発達支援センターあおぞらに通所する児童、生徒の利用もあることから、施設の意見を聞きながら選定しているものであります。19節 負担金補助及び交付金 1000万円の追加は、新冠町住宅リフォーム助成金交付規則により平成28年度までの事業としておりました当該事業を継続することとし、省エネ改修、バリアフリー改修、耐震改修工事等に対し、100万円を限度として50パーセントを補助するものであります。2目 住宅建設費 55万7000円の追加は、人事異動に伴う人件費の補正であります。次のページに移ります。4項 下水道費 1目 下水道整備費 56万4000円の追加は、下水道事業特別会計で説明いたします。8款 1項 とともに 消防費 1目 常備消防費 887万8000円の追加は、消防団人5名の新入団に伴う制服等の貸与物品の購入のほか、消防緊急通信指令装置の老朽化に伴う放送設備器具、電話交換機等の更新に係る改修工事を予定しております。この消防緊急通信指令装置は、119番通報を受ける装置で平成10年3月に導入したものでありますが、平成11年には過電流事故、平成18年と24年には落雷事故と度重なる故障が発生し、その都度修繕により対応してきましたが現行機種が平成12年に製造中止となっており、メーカーから部品の供給ができず今後の保守対応ができない旨の通知を受けていることから改修するものであります。次のページに移ります。9款 教育費 1項 教育総務費 2目 事務局費 387万8000円の追加、1節 報酬 11万2000円の追加は、中学校での英語学習のほか小学校、ドレミにおいて活用しております外国語指導助手ALTの切り替えの年度にあたり、今年度派遣されますALTが予定より1週間早く派遣されることになったため、不足する報酬を追加するものであります。なお、こ

のALTの任用期間については、斡旋元であります自治体国際化協会の決定によるもので町からの指定ができないこととなっております。2節 給料 から 4節 共済費 及び 19節 負担金補助及び交付金 は人事異動に伴う人件費の補正であります。11節 需要費 43万7000円の追加は、新冠中学校で使用する教師用指導書、特別支援教育に係る教材の購入費を計上しております。13節 委託料 49万5000円の追加は、各学校の教員等で組織する体力向上推進委員会において、縄跳びが体力向上に非常に有効であると判断し、小中学校のほかドレミにおいても重点的に取り組むこととしており、縄跳びを遊びやパフォーマンスの要素を取り入れながら身近に取り組ませることを目的に、パフォーマンス集団を招聘し実演指導させるための委託であります。次のページに移ります。2項 小学校費 1目 学校管理費 293万円の追加、4節 共済費 7節 賃金 の追加は、発達障害等の児童に対する学習補助や生活面の支援を行う学習支援員を現在4名雇用しておりますが、対象児童が増加しており不足することから新たに2名の追加を予定しているものであります。18節 備品購入費 70万8000円の追加は、新冠小学校の学級増に伴い不足する給食用運搬カート及び教室で使用するプロジェクター設備を追加するものであります。2目 教育振興費 72万4000円の追加は、新冠小、朝日小両校におきましてホームページを開設するためのパソコン導入に係る備品購入費及び授業で使用しているタブレット端末等を2台のアクセスポイントを設置し使用しておりますが、学級数の増等により使用が制限される状況が発生していることから、アクセスポイント3台を追加購入する備品購入費の追加であります。3項 中学校費 1目 学校管理費 1210万4000円の追加、4節 共済費 は料率の改定に伴う減です。7節 賃金 は今年度採用しました学習支援に係る通勤手当の追加。15節 工事請負費 1197万8000円の追加は、生徒玄関、美術室等から雨漏りが発生していることから、これまで修繕で応急的に対応しておりましたが、改善されないことから屋上防水シートの張替を実施するものであります。次のページに移ります。4項 1目 とともに 認定こども園費 79万8000円の減、2節 給料 から 4節 共済費 までは人事異動に伴う人件費の補正です。7節 賃金 435万2000円の追加は、人事異動に伴う事務筆耕職員1名の追加及び臨時保育士1名の採用に伴う追加です。9節 旅費 14万9000円は、新採用幼稚園教諭研修に係る1名分の旅費の追加、11節 需要費 31万5000円の追加は、暖房用給湯室外機及び園庭遊具の修理に係る費用を計上しております。18節 備品購入費 156万7000円の追加は、入園児の増加に伴い教室が手狭となったことから、教室内備品等を移動するために必要な物置を設置するほか、先にこども園に指定寄附のあった100万円を活用し、和太鼓や餅つき用の臼等を購入するものであります。次のページに移ります。5項 社会教育費 1目 社会教育総務費 1213万2000円の追加、2節 給料 から 4節 共済費 は人事異動に伴う人件費の補正です。12節 役務費 13節 委託料 は、レ・コード館20周年記念事業の一環として、昭和音楽大学ウインドシンフォニー特別公演を予定しており、これに係る費用を計上しております。2目 レ・コード館事業推進費 249万8000円の減は、人事異動により正職

員が配置されたことによる減であります。3目 図書費 15万6000円の追加は、平成26年にレ・コード館シアターで実施し、好評を博した音楽演奏と文学作品の朗読会をレ・コード館20周年記念事業として、今年度実施するための講師謝礼の計上であります。次のページに移ります。4目 青少年育成費 235万9000円の追加は、少年国内研修交流事業として、小学6年生と中学1年生の20名が沖縄県で自然文化に接するなど様々な体験と、金町中川区こども会との相互交流を行うための経費を計上しております。6項 保健体育費 1目 保健体育総務費 425万9000円の追加は、人事異動に伴う人件費の補正であります。次のページに移ります。10款 災害復旧費 2項 農林業施設災害復旧費 1目 過年発生災害復旧費 101万4000円の追加は、昨年8月に発生した大雨により被害を受けた里平富井の沢川融雪により崩壊面が拡大したことから、追加して復旧工事を実施するものであります。次に、歳入について説明をいたしますので、8ページをお開きください。13款 国庫支出金 1項 国庫負担金 3目 災害復旧費国庫負担金 4440万4000円の追加は、昨年8月に発生した大雨による災害復旧に係る国庫負担金で、激甚災害に指定されたことにより補助率が80パーセントから91.6パーセントへ、11.6ポイントの嵩上げがありましたが、これが今年度交付されるものであります。2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金 26万1000円の追加は、マイナンバー制度の本格稼働に伴い、各システムの改修費用に対し補助金が交付されるもの。住民基本台帳システム及び団体内統合宛名システムの改修は10分の10、地方税務システムは3分の2の補助率となっております。2目 民生費国庫補助金 21万6000円の追加は、障害者総合支援法の改正に伴い、障害者福祉サービス等の報酬が改定されることに伴うシステム改修費用に対し、全額が補助されるものであります。4目 土木費国庫補助金 500万円の追加は、住宅リフォーム補助金に対し50パーセントが交付されるもの。14款 道支出金 2項 道補助金 1目 総務費道補助金 968万8000円の追加は、岩清水地区における町有林間伐事業に対する補助金を計上しております。4目 農林水産業費道補助金 11万6000円の追加は、ホッキ貝の港運事業に係る事務費として交付されるもので、旅費、需要費に充当しております。5目 教育費道補助金 150万円の追加は、レ・コード館20周年事業として実施する、昭和音大による特別公演に対し地域づくり交付金を充当するものであります。次のページに移ります。15款 財産収入 2項 財産売払収入 1目 物品売払収入 482万1000円の追加は、岩清水地区における町有林間伐材の売払収入であります。17款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 ふるさとづくり基金繰入金 100万円の追加は、認定こども園に対する指定寄付金を繰り入れるものであります。18款 1項 1目 とともに繰越金 7501万1000円は、前年度繰越金の財源化であります。19款 諸収入 4項 雑入 5目 雑入 22万3000円の追加は、臨時職員に係る雇用保険個人負担分の減及び少年国内研修個人負担金の増であります。次のページに移ります。5項 1目 とともに 受託事業収入 40万円の追加は、認知症カフェの運営費に対し、介護予防地域支援事業受託事業収入として広域連合から受けるものであります。20款 1項 とともに 町債 2目 農林水

産業債 1960万円の追加は、日高漁協新冠支所に対する漁具庫新設に係る町補助金について過疎債を充当するものであります。以上、議案第25号 平成29年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。ご審議の上、提案通りご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第28 議案第26号 平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算

日程第29 議案第27号 平成29年度新冠町下水道事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第28 議案第26号 平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算 日程第29 議案第27号 平成29年度新冠町下水道事業特別会計補正予算 を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第26号 平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。1ページをお開きください。平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算 この度は1回目の補正です。（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1090万円にしようとするものです。この度の補正の主な理由は、人件費の補正と日高自動車道厚賀静内道路本線工事に関わる、排水管の移設工事を追加しようとするものです。事項別明細書歳出より説明いたしますので6ページをお開きください。3 歳出 1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 2万6000円の追加、4節 共済費 2万6000円の追加は、人件費の補正によるものです。2款 施設費 1項 施設費 1目 維持費 204万2000円の追加、15節 工事請負費 204万2000円の追加は、日高自動車道厚賀静内道路本線工事で高江地区伊藤牧場地先の排水管の移設が必要となったことによる工事費であります。今回は、本線の本工事前の仮設管としての移設であり、全額補償対象となることから歳入でも計上しております。2目 受託工事費 9万1000円の追加、16節 原材料費 9万1000円の追加は、給水施設工事原材料で、新規給水工事に伴うΦ50mm、メーター器、材料の購入費です。次に、歳入について説明いたしますので5ページをお開きください。2 歳入 2款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金 1節 一般会計繰入金 2万7000円の追加、歳入の財源調整分として一般会計から繰り入れるものです。4款 諸収入 1項 受託事業収入 1目 受託事業収入 1節 受託事業収入 9万1000円の追加、新規給水工事の追加に伴い、個人負担金を追加するものです。2項 雑入 1目 雑入 1節 雑入 204万1000円の追加、日高自動車道厚賀静内道路本線工事に伴う排水管移設の補償費204万1000円を追加するものです。以上、議案第26号 平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。ご審議を賜り提案通りご決定くださいますようお願い申し上げます。続きまして、議案第27号の提案理由を申し上げますので、お開き願います。議案第27号 平成29年度新冠町下水道事業特別会計補

正予算についての、提案理由を申し上げます。1ページをお開きください。平成29年度新冠町下水道事業特別会計補正予算 この度は、1回目の補正です。(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万4000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3850万9000円にしようとするものです。この度の補正の主な理由は、人件費の補正と節婦地区における公共汚水枡設置工事を追加するものです。事項別明細書歳出より説明いたしますので、6ページをお開きください。3歳出 1款 下水道費 1項 下水道費 1目 一般管理費 28万3000円の追加、3節 職員手当等 8万5000円及び 4節 共済費 19万8000円は、人件費の追加であります。3目 下水道建設費 28万1000円の追加、15節 工事請負費 28万1000円の追加は、公共汚水枡の設置を当初1箇所見込んでおりましたが、新たに節婦地区に公共汚水枡を設置することになったことから追加するものです。次に、歳入について説明いたしますので、5ページをお開きください。2歳入 3款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金 1節 一般会計繰入金 56万4000円の追加、歳入の財源調整分として一般会計から繰り入れるものです。以上、議案第27号 平成29年度新冠町下水道事業特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。ご審議を賜り提案通りご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第30 議案第28号 平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算

日程第31 議案第29号 平成29年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第30 議案第28号 平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 日程第31 議案第29号 平成29年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算 を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第28号 新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算につきまして、提案理由をご説明いたします。1ページをお開き下さい。今回の補正は1回目でございます。平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を次のとおり定めようとするものでございます。(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ861万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2966万6000円とするものでございます。今回の補正の要因は、2点ございます。1点目として、国保制度は平成30年度より北海道が運営主体となり、そのシステムの運営にあたっては標準システムを開発し、北海道クラウドを構築し運用することとしております。当町もクラウドへ参加することとし、北海道からの概算通知により当初予算計上しておりましたが、負担額の変更通知がありましたことから補正するものです。

2点目として、国民健康保険税の課税誤りによる還付金及び国保税の補正でございます。国保システムの設定に誤りがあり、均等割と平等割の軽減判定が誤って判定されていたことが判明しましたので、地方税法の規程に基づき還付を5年間、課税を3年間遡り補正するものです。最初に歳出から説明いたしますので、6ページをお開き下さい。3歳出1款 総務費 1項 総務管理費 2目 連合会負担金 706万円の追加でございます。平成30年度から北海道が運営主体となる国保制度について、北海道クラウドを構築し運用することで当初予算へ410万4000円計上しておりましたが、北海道からの通知により負担金が1116万4000円となったことから、差額706万円を補正するものです。なお、補正財源として国及び道の補助金・交付金が充当されます。2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 一般被保険者療養給付費 及び 3目 一般被保険者療養費 並びに 2項 高額療養費 1目 一般被保険者高額療養費 につきましては、補正はありませんが、国保システム誤りに関する国・道支出金と一般財源の財源調整を行っております。次のページをお開き下さい。10款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 1目 一般被保険者保険税還付金 155万3000円の追加でございますが、国民健康保険税の算定において、保険税を構成する均等割と平等割については被保険者の世帯所得により、税を軽減する仕組みがございます。この度、当町で運用しております算定システムの設定に誤りがあり軽減判定が正しくされず結果、過大及び過小賦課がされていたことが判明いたしましたことから、過大徴収分について地方税法の規程に基づき過去5年分、平成24年度から28年度の延べ25件、148万3000円と還付加算金7万2400円の合計額155万2700円を予算計上するものでございます。次に、歳入の説明をいたしますので5ページをお開きください。1款 国民健康保険税 1項 国民健康保険税 1目 一般被保険者国民健康保険税 53万9000円の追加でございますが、国保システムの設定誤りによる追加徴収分として、地方税法の規程に基づき過去3年分、平成26年度から28年度分の延べ10件54万1400円を 1節 医療給付費現年課税分 37万9900円、2節 後期高齢者支援金現年課税分 11万9200円、3節 介護納付金分現年課税分 4万8600円にそれぞれ予算計上するものです。3款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 財政調整交付金 391万6000円の追加でございますが、説明欄、普通調整交付金 101万4000円は、国保システムの設定誤りによる還付歳出予算155万3000円から、国保税の追加予算分53万9000円を差し引いた額を計上しております。特別調整交付金その他特別事情分290万2000円については、歳出における北海道クラウド構築に係る補正予算706万円の内、クラウド導入分580万4000円の2分の1を計上しております。2目 国民健康保険制度関係業務準備事業補助金 125万6000円の追加でございますが、北海道クラウド構築に係る補正706万円から、クラウド導入分580万4000円を差し引いた125万6000円ですが、内訳はクラウド外付けシステム導入経費66万9000円とデータ移行及び連携経費58万7000円となっており、費用の全額が交付されるものです。6款 道支出金 2項 道補助金 1目 財政調整交付金 290万2000円の追加でございます

ますが、北海道クラウド構築分の内、クラウド導入分580万4000円の2分の1を国交付金と同額で計上しております。続きまして、議案第29号の提案理由をご説明しますので、議案をお開き下さい。議案第29号 平成29年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして、提案理由をご説明いたします。1ページをお開き下さい。今回は1回目の補正でございます。平成29年度 新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を次のとおり定めようとするものであります。(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、6876万1000円とするものでございます。今回の補正ですが、北海道後期高齢者医療広域連合が保険料の算定を行っておりますが、この度、算定システムの設定に誤りがあったことが判明し、当町におきましては過大徴収となっている被保険者がいることが広域連合より通知がありましたので還付に係る歳入・歳出予算を計上するものでございます。それでは、補正内容を歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き下さい。3款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 1目 保険料還付金 53万円の追加でございます。広域連合の保険料算定誤りの内容につきましては、保険料の構成に均等割がありまして、所得に応じて軽減する仕組みがございます。その軽減判定を行う際に用いる純損失額は青色申告者の場合、税法上の取扱いとは異なり、親族に支払う専従者給与を含めないこととされておりませんが、誤って税法上の取扱いをしていたことによるもので、当町におきましては過大徴収となっている対象者が15件で40万7900円、それに還付加算金12万2100円を加えた53万円を予算計上しております。続きまして、歳入についてご説明いたしますので5ページをお開き下さい。5款 諸収入 2項 償還金及び還付加算金 1目 保険料還付金 53万円の追加でございます。還付金及び還付加算金の歳出については、後期高齢者広域連合が負担するルールとなっておりますことから計上するものです。以上が、議案第28号及び第29号の提案理由でございます。ご審議いただき、提案どおりご決定下さいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第32 議案第30号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第32 議案第30号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山谷特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（山谷貴君） 議案第30号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由について、ご説明申し上げます。1ページをお開きください。平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 今回は1回目の補正でございます。(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1067万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1012万900

0円にしようとするものでございます。この度の補正は、4月の人事異動に伴います職員人件費に係る補正でございます。事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、6ページをお開きください。3歳出1款総務費1項一般管理費1目施設介護サービス事業費1065万円の追加で、2節給料から19節負担金補助及び交付金は、人事異動によります職員1名増員に伴います一般職職員23名に係る人件費の補正でございます。2目短期入所生活介護事業費2万円の追加は、4節共済費で、職員1名に係る率の改定によります追加でございます。次に、歳入についてご説明申し上げますので5ページをお開きください。2歳入2款繰入金1項1目ともに一般会計繰入金で、1067万円の追加は、歳出予算人件費増額に対応するものでございます。以上が、議案第30号の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り、提案通りご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第33 議案第31号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第33 議案第31号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 議案第31号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。議案の1ページをご覧ください。平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 今回は第1回目の補正となります。第1条 歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4673万9000円にしようとするものであります。この度の補正予算の主な理由は、人事異動等に伴う人件費の補正であります。それでは、事項別明細書歳出より説明いたしますので6ページをお開きください。1款総務費1項施設管理費1目一般管理費54万円の減額、2節給料から19節負担金補助及び交付金は、いずれも事務職2名に係る人件費です。2款医業費1項1目ともに医業費51万3000円の減額、2節給料から19節負担金補助及び交付金は、いずれも医師を含む医療職13名の人件費です。次に、歳入の説明をいたしますので5ページをお開きください。5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金104万7000円の減額は、歳出事業費の減に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものです。7款諸収入1項1目ともに雑入6000円の減額は、雇用保険料の料率の変更による減額です。以上が、議案第31号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案通りご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 14：00）

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員